

行政手続法・行政不服審査法の適用除外

行政手続法の「適用しない」という定めが置かれている5か所と、よく混同される行政不服審査法7条を、表だけにして1つの資料にまとめています。表の読み方と解説は、各節の見出しの下にある解説のページで確かめられます。

行政手続法が「適用しない」と定めている5か所 1ページ

行政手続法3条1項の各号 2ページ

行政手続法3条3項 ― 事務の区分では決まらない 3ページ

行政手続法4条 ― 「固有の資格」かどうか 4ページ

行政不服審査法7条と並べて確かめる 5ページ

行政手続法が「適用しない」と定めている5か所

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/gyoseiho/tekiyojogai/>

表1 適用除外はどこに置かれているか（1条2項・3条・4条）

条	対象となる行為	外れる規定	判断のよりどころ	号の数	択一の出題
1条2項	処分・行政指導・届出に関する手続と、命令等を定める手続	この法律に規定する事項のうち、他の法律に特別の定めがある事項（その法律の定めによる）	他の「法律」に特別の定めがあるかどうか。政令・省令に別の定めを置いても、行政手続法の適用を免れることはできない	―	1問1肢
3条1項	号に掲げられた類型に当たる処分・行政指導	第2章（申請に対する処分）から第4章の2（処分等の求め）までの規定	その処分・行政指導が、号に掲げられた類型のどれかに当たるかどうか	16	4問4肢
3条2項	号に掲げられた類型に当たる命令等を定める行為（法律の施行期日について定める政令、恩赦に関する命令など）	第6章（意見公募手続等）の規定	その命令等を定める行為が、号に掲げられた類型のどれかに当たるかどうか	6	0問
3条3項	地方公共団体の機関がする処分・行政指導、地方公共団体の機関に対する届出、地方公共団体の機関が命令等を定める行為	第2章（申請に対する処分）から第6章（意見公募手続等）までの規定	行為の種類。処分と届出については、その根拠となる規定が条例・規則に置かれているかどうか	―	12問13肢
4条1項	国の機関・地方公共団体・その機関に対する処分および行政指導と、これらの機関・団体がする届出	この法律の規定（全部）	その処分の名あて人となる立場、またはその届出をする立場が、固有の資格かどうか	―	0問
4条2項	法律により直接に設立された法人などに対する処分で、その法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの	第2章（申請に対する処分）・第3章（不利益処分）の規定	その法人が2項1号・2号に当たるかどうかと、監督に関する法律の特別の規定に基づく処分かどうか	―	0問
4条3項	試験・検査・検定・登録その他の行政上の事務を行う者として指定を受けた者に対し、その事務に関して監督上される処分	第2章（申請に対する処分）・第3章（不利益処分）の規定	指定を受けた者やその職員が、その事務に従事することに関し公務に従事する職員とみなされるかどうか	―	0問
4条4項	国・地方公共団体の組織、公務員の礼式・服制・研修、予算・決算・会計などについて定める命令等を定める行為	第6章（意見公募手続等）の規定	その命令等を定める行為が、号に掲げられた類型のどれかに当たるかどうか	7	0問

行政手続法3条1項の各号

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/gyoseiho/tekiyojogai/>

表2 行政手続法3条1項 号ごとの対象と、誰がする処分か

号	掲げられている処分・行政指導	誰がする処分・行政指導か	行政指導も 含むか	択一の出題	出た年度・問
1号	国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分	国会の両院・一院、議会（議決による）	含まない	0問	—
2号	裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分	裁判所・裁判官（裁判の執行としてされるものを含む）	含まない	0問	—
3号	国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分	主体では区切っていない（議決・同意・承認を経ることで区切る）	含まない	0問	—
4号	検査官会議で決すべきものとされている処分と、会計検査の際にされる行政指導	検査官会議（処分）／会計検査をする者（行政指導）	含む（会計検査の際にされるもの）	0問	—
5号	刑事事件に関する法令に基づいてされる処分・行政指導	検察官、検察事務官または司法警察職員	含む	1問1肢	令和6年 問11
6号	国税・地方税の犯則事件、金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいてされる処分・行政指導	国税庁長官・国税局長・税務署長とその職員、税関長・税関職員、徴税吏員／証券取引等監視委員会とその職員、財務局長・財務支局長	含む	0問	—
7号	学校・講習所・訓練所・研修所で、教育・講習・訓練・研修の目的を達成するために、学生・生徒・児童・幼児やその保護者、講習生・訓練生・研修生に対してされる処分・行政指導	主体では区切っていない（施設と目的、相手方で区切る）	含む	0問	—
8号	刑務所・少年刑務所・拘留所・留置施設・海上保安留置施設・少年院・少年鑑別所で、収容の目的を達成するためにされる処分・行政指導	主体では区切っていない（施設と目的で区切る）	含む	0問	—
9号	公務員または公務員であった者に対し、その職務または身分に関してされる処分・行政指導	主体では区切っていない（相手方が公務員であることと、職務・身分に関することで区切る）	含む	2問2肢	平成22年 問25・平成25年 問26
10号	外国人の出入国、難民の認定、補完的保護対象者の認定、帰化に関する処分・行政指導	主体では区切っていない（事項で区切る）	含む	0問	—
11号	専ら人の学識技能に関する試験または検定の結果についての処分	主体では区切っていない（事項で区切る）	含まない	0問	—
12号	相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る）・行政指導	主体では区切っていない（目的と、双方を名宛人とすることで区切る）	含む	0問	—
13号	公衆衛生・環境保全・防疫・保安その他の公益にかかわる事象が発生し、または発生する可能性のある現場でされる処分・行政指導	警察官・海上保安官、またはこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員	含む	0問	—
14号	報告または物件の提出を命ずる処分その他、職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分・行政指導	主体では区切っていない（情報の収集という目的で区切る）	含む	0問	—
15号	審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決・決定その他の処分	行政庁（不服申立てに対する裁決・決定をする立場）	含まない	0問	—
16号	15号の処分の手続、または聴聞・弁明の機会の付与その他の意見陳述のための手続において、法令に基づいてされる処分・行政指導	主体では区切っていない（どの手続の中でされるかで区切る）	含む	0問	—

行政手続法3条3項 — 事務の区分では決まらない

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/gyoseiho/tekiyojogai/>

表3 行政手続法3条3項 地方公共団体の機関がする4つの行為

行為の種類	適用除外になる範囲	かつこ書き	なぜ書き分けられているのか	択一の出題	出た年度・問
処分	地方公共団体の機関がする処分のうち、その根拠となる規定が条例または規則に置かれているもの	あり	法律が根拠を置いた処分については、その手続も全国で共通していることが求められる。地方公共団体自身のために委ねられているのは、根拠が条例・規則に置かれているものに限られる	5問5肢	平成24年 問11・平成26年 問13・平成27年 問13・令和5年 問26・令和6年 問11
行政指導	地方公共団体の機関がする行政指導（根拠となる規定がどこに置かれていても除外される）	なし	行政指導は相手方の任意の協力によって実現されるもので、法律の根拠がないままされることも少なくない。どのような場面でどのように協力を求めるかは地域の実情と結びついているため、地方公共団体自身のために委ねられている	6問6肢	平成22年 問13・平成26年 問13・平成30年 問12・令和元年 問11・令和3年 問13・令和6年 問12
届出	地方公共団体の機関に対する届出のうち、通知の根拠となる規定が条例または規則に置かれているもの	あり	届出をすべき義務が法律によって課されている以上、その義務が果たされたといえるかどうかの判断も、全国で共通していることが求められる	0問	—
命令等を定める行為	地方公共団体の機関が命令等を定める行為（根拠となる規定が法律に置かれていても除外される）	なし	命令等を定める行為は、その地方公共団体が自らの判断のよりどころを形づくる行為であり、どのような手順で定めるかも地方自治に委ねるのが適当と考えられている	2問2肢	平成22年 問11・平成27年 問11

行政手続法4条 — 「固有の資格」かどうか

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/gyoseiho/tekiyojogai/>

表4 行政手続法4条 国の機関等と「固有の資格」

項・号	対象となる処分・届出・命令等	判断のよりどころ	外れる規定	根拠条文	択一の出題
1項（処分・行政指導）	国の機関または地方公共団体もしくはその機関に対する処分（これらの機関・団体がその固有の資格において名あて人となるものに限る）および行政指導	その処分の名あて人となる立場が、固有の資格かどうか	この法律の規定（全部）	行政手続法4条1項	0問
1項（届出）	国の機関または地方公共団体もしくはその機関がする届出（これらの機関・団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る）	その届出をする立場が、固有の資格かどうか。根拠となる規定がどこに置かれているかでは決まらない	この法律の規定（全部）	行政手続法4条1項	0問
2項1号	法律により直接に設立された法人、または特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人に対する処分で、その法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの	その法人が、法律により直接に設立されたか、特別の法律により特別の設立行為をもって設立されたか	第2章（申請に対する処分）・第3章（不利益処分）の規定。解散を命じ、設立に関する認可を取り消し、または役員・業務に従事する者の解任を命ずる処分は、この除外から外れる	行政手続法4条2項1号	0問
2項2号	特別の法律により設立され、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国または地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人に対する処分で、その法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの	その法人が、政令で定める法人に当たるか	第2章（申請に対する処分）・第3章（不利益処分）の規定。解散を命じ、設立に関する認可を取り消し、または役員・業務に従事する者の解任を命ずる処分は、この除外から外れる	行政手続法4条2項2号	0問
3項	行政庁が法律の規定に基づく試験・検査・検定・登録その他の行政上の事務の全部または一部を行わせる者として指定した場合に、その指定を受けた者に対し、当該法律に基づいて当該事務に関し監督上される処分	指定を受けた者（法人ならその役員）や職員その他の者が、当該事務に従事することに関し公務に従事する職員とみなされるかどうか	第2章（申請に対する処分）・第3章（不利益処分）の規定。指定を取り消す処分、役員の解任を命ずる処分、当該事務に従事する者の解任を命ずる処分は、この除外から外れる	行政手続法4条3項	0問
4項	国・地方公共団体の組織、皇室典範26条の皇統譜、公務員の礼式・服制・研修・表彰、予算・決算・会計、会計検査、国と地方公共団体の関係、2項各号の法人の組織・運営について定める命令等を定める行為	その命令等を定める行為が、号に掲げられた類型のどれかに当たるかどうか	第6章（意見公募手続等）の規定	行政手続法4条4項	0問

行政不服審査法7条と並べて確かめる

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/gyoseiho/tekiyogagai/>

表5 行政手続法3条・4条と、行政不服審査法7条

項目	行政手続法	行政不服審査法
適用除外を定める条	3条（処分・行政指導・命令等を定める行為）と4条（国の機関等）	7条
号に分けて掲げられた類型の数	3条1項＝16号 3条2項＝6号 4条4項＝7号	7条1項＝12号
外れるのは何か	章ごとに外れる（3条1項は第2章から第4章の2まで、3条2項と4条4項は第6章、3条3項は第2章から第6章まで、4条1項はこの法律の規定）	7条1項は2条・3条の規定（その処分・不作為について審査請求ができなくなる）、7条2項はこの法律の規定
地方公共団体	3条3項が、行為の種類と根拠の置き場所で振り分ける	地方公共団体の機関がすることを理由とする除外は、7条に置かれていない
固有の資格	4条1項（名あて人となる処分・行政指導と、する届出）	7条2項（相手方となる処分と、その不作為）
刑事事件	3条1項5号（検察官・検察事務官・司法警察職員がする処分および行政指導）	7条1項6号（同じ者がする処分。行政指導は掲げられていない）
試験・検定の結果	3条1項11号（専ら人の学識技能に関する試験または検定の結果についての処分）	7条1項11号（同じ文言）
外国人の出入国・帰化	3条1項10号（難民の認定、補完的保護対象者の認定を含む）	7条1項10号（外国人の出入国または帰化に関する処分）
行政指導	3条1項・3条3項とも、処分と並べて行政指導を掲げている	7条1項が掲げているのは処分とその不作為で、行政指導は掲げられていない

この資料は、令和8年度試験の法令の基準日（令和8年4月1日）の時点の行政手続法（令和6年9月26日施行）および行政不服審査法（令和7年6月1日施行）にもとづいています。その後、行政手続法4条4項2号が改正され（令和8年7月24日施行）、同号の「皇統譜について定める命令等」は「皇統譜その他天皇及び皇族の身分関係に関する事項について定める命令等」になっています。表で扱うほかの条文は、改正の前後で同じ内容です。

この資料の最新版は <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/gyoseiho/tekiyogagai/> から開けます。

本試験の問題と正解は、一般財団法人 行政書士試験研究センターの過去の試験問題と正解で公表されています（公表されているのは直近の数年ぶんです）。
<https://gyosei-shiken.or.jp/doc/exam/index.html>

行政書士試験対策アプリ **ぶんまわしちゃん**。（一問一答・学習記録・音声）